

肝がん・重度肝硬変治療研究  
促進事業について

## ～肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院医療を受けられている方へ～

# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のご案内

鹿児島県では、肝炎ウイルスの感染を原因とする肝がん・重度肝硬変（非対償性肝硬変）の方の入院医療費の自己負担額を月額1万円に軽減する制度を平成30年12月から開始しました。（県が指定する指定医療機関において、対象医療が高額療養費限度額に達した月が当該月を含む直近12月で3月以上である場合の4月目以降が対象です。）

### ● 対象者

鹿児島県内に住所を有する方で、以下のすべての要件に該当する方

- ① B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変（非対償性肝硬変のことをいう。以下同じ）と診断されている方
- ② 次の表の年齢区分に応じて、それぞれ同表の階層区分に該当する方

年齢区分	階層区分
70歳未満	医療保険者が発行する限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分が <b>Ⅰ</b> 又は <b>Ⅱ</b> に該当する方
70歳以上75歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が <b>2割</b> とされている方
75歳以上（注）	後期高齢者医療費保険者証の一部負担金の割合が <b>1割</b> とされている方

（注）65歳以上70歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している方のうち、後期高齢者医療保険者証の一部負担割合が1割とされている方を含む。

平成26年3月31日以前に70歳に達している1割負担の方を含む。

- ③ 指定医療機関において、肝がん・重度肝硬変による入院医療費が高額療養費限度額に達した月が給付を受けようとする月を含む直近12月において3月以上である方
- ④ 各種医療保険法のいずれかに加入している方
- ⑤ 国の治療研究に協力することに同意された方

### ● 助成対象医療

次の項目のすべてを満たす医療が行われた際に、対象入院医療費の月々の自己負担額を1万円までとします。〔国が定めた統一基準です。〕

- ① B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の方に対して行われる入院関係医療（肝がん・重度肝硬変入院医療費及び当該医療を受けるために必要となる検査料，入院料，その他当該医療に関係する入院医療で保険適用となっているもの）であること
- ② 県が指定した指定医療機関において行われたものであること
- ③ 指定医療機関において、当該医療の行われた月を含む直近12月以内に、肝がん・重度肝硬変入院医療を受けた月が3月以上ある場合の4月目以降のものであること

### ● 申請窓口・問い合わせ先

鹿児島県 暮らし保健福祉部 健康増進課 感染症保健係  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 ☎ 099-286-2724（直通）

● 助成申請の流れ

入院記録票の受取り	肝がん・重度肝硬変による入院医療費が高額療養費限度額に達した1月目に入院先の指定医療機関から「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票」(以下「入院記録票」という)を受け取る。
申請・交付	「入院記録票」に当該月を含む12月において3月以上対象の入院医療費が高額療養費限度額に達したことが分かる記載がされたら、県健康増進課に申請書類を提出する。
窓口での自己負担額の軽減	指定医療機関で対象医療を受ける際、毎回、被保険者証とともに「参加者証」と「入院記録票」を提示してください。 県が指定した指定医療機関において、対象医療が高額療養費限度額に達した月が当該月を含む直近12月で3月以上ある場合の4月目以降に、対象医療費の月々の自己負担額が1万円までとなります。

● 申請に必要な書類

<b>みなさんにご提出いただくもの</b>	
①	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(様式1)
②	臨床調査個人票及び同意書(様式2)
③	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院記録票の写し(様式6)
※ 加入医療保険の保険者が市町村及び国民健康保険組合の方は保険照会にかかる同意書が必要です。	

<b>70歳未満の方に①～③に合わせてご提出いただくもの</b>	
④	被保険者証(健康保険証)の写し
⑤	限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
⑥	申請者の住民票の写し(コピー不可)

<b>70歳以上の方に①～③に合わせてご提出いただくもの</b>	
④	「被保険者証(健康保険証)と高齢受給者証の写し」もしくは「後期高齢者医療保険者証の写し」

<b>高額療養費の適用区分が「一般」にあたらない方に④に合わせてご提出いただくもの</b>	
⑤	限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
⑥	申請者の住民票の写し(コピー不可)

<b>高額療養費の適用区分が「一般」にあたる方に④に合わせてご提出いただくもの</b>	
⑤	世帯全員(申請者と同保険に加入している者のみで可)の住民票の写し(コピー不可)
⑥	申請者と同保険に加入している世帯全員の市町村民税課税年額(または非課税)を証する書類

制度に関する詳細や申請書類の様式を県のホームページで公表しています。  
是非ご覧ください。

鹿兒島県 肝がん入院医療

鹿兒島県 暮らし保健福祉部 健康増進課 感染症保健係  
〒890-8577 鹿兒島市鴨池新町10-1 ☎ 099-286-2724 (直通)